

# 五條市スクールサポート学生ボランティア募集要項

五條市教育委員会

五條市教育委員会では、市立のこども園・小学校・中学校及び高等学校で授業の補助や部活動の支援等を行う学生ボランティアを募集しています。

## 1. 活動場所・内容

市立のこども園・小学校・中学校及び高等学校における学習活動や部活動等の支援

- 活動例**
- 例1：こども園、小学校でクラス毎に教員の補佐及び授業補助
  - 例2：中学校で教科ごとに教員の補佐及び授業補助
  - 例3：運動会や文化祭、音楽会などの行事へのサポート
  - 例4：特別に支援を要する園児・児童・生徒の指導補助
  - 例5：各学校で実施している放課後の活動などのサポート

※この他にも様々な活動や分野があります。ご不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

## 2. 登録等

学生ボランティアとして活動を希望する方は、「五條市学生ボランティア登録用紙」（1号様式）」に希望する活動内容等をご記入の上、五條市教育委員会事務局生涯学習課あてに郵送いただくか、直接お持ち下さい。

ご記入いただいた活動内容や活動時間等が、学校・園の意向と合った方に活動していただくため、登録カードの「活動可能な日」欄に活動可能な時間帯を記入するなど、できるだけ詳しくお書きください。

ご登録いただいた方が必ず活動できるという訳ではありませんので、あらかじめご了承ください。

また、登録内容に変更があったときなど、申し出により変更や取り消しをすることができます。

### 3. 応募資格

高校・大学・専門学校等に在学する心身ともに健康で、以下の事項を遵守できる方

- (1) 学校教育の向上に貢献するため、積極的に活動すること
- (2) 教育委員会、校園長及び担当教諭の指示に従うこと
- (3) 活動により知り得た個人情報については秘守すること
- (4) 政治的又は宗教的に中立性を保持し活動すること
- (5) 学生ボランティアの信用を損なわないよう活動すること

### 4. 活動費用等

活動中に発生する材料費等は各学校・園と事前打ち合わせ等でご相談下さい。  
ボランティアは原則として「無償」です。

### 5. 保険

スクールサポート学生ボランティアに登録すると、下記の範囲でボランティア保険（個人負担なし）を適用します。けがや事故等が発生したときには、すぐに担当までご連絡ください。

適応範囲は、学校・園からの依頼によるスクールサポート学生ボランティア活動中（活動場所への往復や研修会等の参加も含みます）

- ・学生ボランティア本人がけがをした場合
- ・子どもにけがをさせたり、持ち物を壊したりした場合

### 6. 問い合わせ先

〒 637-8501 五條市岡口 1 丁目 3 番 1 号

五條市教育委員会事務局生涯学習課

電話 0747-22-4001(内 820) FAX 0747-24-5631

ボランティア登録用紙は教育委員会事務局の生涯学習課へ直接持参又は郵送にてご提出ください。※学校・園へ出して頂いても結構です。